

鳥取市温泉事業配湯条例（平成16年条例第78号）新旧対照表

改正後				改正前			
<p>○鳥取市温泉事業配湯条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年9月30日 鳥取市条例第78号 (目的)</p> <p>第1条 ～ 第17条 (略)</p> <p>(料金)</p> <p>第18条 料金は、別表第1に定める金額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>第2項及び第3項 (略)</p> <p>第19条 ～ 第28条 (略)</p> <p>別表第1（第18条関係）</p> <p>1 鹿野温泉</p>				<p>○鳥取市温泉事業配湯条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年9月30日 鳥取市条例第78号 (目的)</p> <p>第1条 ～ 第17条 (略)</p> <p>(料金)</p> <p>第18条 料金は、別表第1に定める金額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>第2項及び第3項 (略)</p> <p>第19条 ～ 第28条 (略)</p> <p>別表第1（第18条関係）</p> <p>1 鹿野温泉</p>			
区分	基本使用料 (1か月)	超過使用料 (1m ³ につき)		区分	基本使用料 (1か月)	超過使用料 (1m ³ につき)	
自家用配湯A	15m ³ まで 7,700円	15m ³ を超え 50m ³ までの分	110円	自家用配湯A	15m ³ まで 7,700円	15m ³ を超え 50m ³ までの分	110円
		50m ³ を超える分	120円			50m ³ を超える分	120円

自家用配湯B	50m ³ まで 8,500円	120円
営業用配湯A	70m ³ まで 12,100円	120円
営業用配湯B	100m ³ まで 17,000円	120円
特別配湯	71,000円	80円
その他配湯	100m ³ まで 17,000円	100円

備考

- 「自家用配湯A」とは、自家用配湯のうち浴槽容積が0.5m³以下で、かつ、流量制限器を設置して1分当たりの吐出量がおおむね81のものに配湯することをいい、「自家用配湯B」とは、自家用配湯のうち自家用配湯A以外のものに配湯することをいう。
- 「営業用配湯A」とは、営業用配湯のうち浴槽容積が2m³までのものに配湯することをいい、「営業用配湯B」とは、営業用配湯のうち営業用配湯A以外のものに配湯することをいう。

2 浜村温泉

区分	基本使用料 (1か月)	超過使用料 (1m ³ につき)
自家用配湯A	15m ³ まで 6,000円	180円
自家用配湯B	15m ³ まで 3,000円	90円
自家用配湯C	300m ³ まで 27,000円	60円
営業用配湯A	浴槽容積が45m ³ まで 15,000円	180円

自家用配湯B	50m ³ まで 8,500円	120円
営業用配湯A	70m ³ まで 12,100円	120円
営業用配湯B	100m ³ まで 17,000円	120円
特別配湯	71,000円	80円
その他配湯	100m ³ まで 17,000円	100円

備考

- 「自家用配湯A」とは、自家用配湯のうち浴槽容積が0.5m³以下で、かつ、流量制限器を設置して1分当たりの吐出量がおおむね81のものに配湯することをいい、「自家用配湯B」とは、自家用配湯のうち自家用配湯A以外のものに配湯することをいう。
- 「営業用配湯A」とは、営業用配湯のうち浴槽容積が2m³までのものに配湯することをいい、「営業用配湯B」とは、営業用配湯のうち営業用配湯A以外のものに配湯することをいう。

2 浜村温泉

区分	基本使用料 (1か月)	超過使用料 (1m ³ につき)
自家用配湯A	15m ³ まで 6,000円	180円
自家用配湯B	15m ³ まで 3,000円	90円
自家用配湯C	300m ³ まで 27,000円	60円
営業用配湯A	浴槽容積が45m ³ まで 15,000円	180円

	1m ³ までのもの		
	浴槽容積が2m ³ までのもの	6.5m ³ まで 21,000円	180円
	浴槽容積が2m ³ 以上のもの	100m ³ まで 30,000円	180円
営業用配湯B		100m ³ まで 9,000円	90円
その他配湯		100m ³ まで 9,000円	90円
温泉スタンド		1001につき91円	
業務用温泉スタンド		1m ³ につき500円	
備考			
1 「自家用配湯A」とは、自家用配湯のうち平成9年7月1日以後に配湯を受けた施設に配湯することをいう。			
2 「自家用配湯B」とは、自家用配湯のうち平成9年7月1日前から温泉を利用していた施設に配湯することをいう。			
3 「自家用配湯C」とは、自家用配湯のうち平成9年7月1日前から温泉を利用していた共同浴場4施設に配湯することをいう。			
4 「営業用配湯A」とは、営業用配湯のうち平成9年7月1日以後に配湯を受けた施設に配湯することをいう。			
5 「営業用配湯B」とは、営業用配湯のうち平成9年7月1日前から温泉を利用していた施設及び源泉提供者が経営する施設並びに市が設置する温泉利用施設に配湯することをいう。			

	1m ³ までのもの		
	浴槽容積が2m ³ までのもの	6.5m ³ まで 21,000円	180円
	浴槽容積が2m ³ 以上のもの	100m ³ まで 30,000円	180円
営業用配湯B		100m ³ まで 9,000円	90円
その他配湯		100m ³ まで 9,000円	90円
温泉スタンド		1001につき100円	
業務用温泉スタンド		1m ³ につき500円	
備考			
1 「自家用配湯A」とは、自家用配湯のうち平成9年7月1日以後に配湯を受けた施設に配湯することをいう。			
2 「自家用配湯B」とは、自家用配湯のうち平成9年7月1日前から温泉を利用していた施設に配湯することをいう。			
3 「自家用配湯C」とは、自家用配湯のうち平成9年7月1日前から温泉を利用していた共同浴場4施設に配湯することをいう。			
4 「営業用配湯A」とは、営業用配湯のうち平成9年7月1日以後に配湯を受けた施設に配湯することをいう。			
5 「営業用配湯B」とは、営業用配湯のうち平成9年7月1日前から温泉を利用していた施設及び源泉提供者が経営する施設並びに市が設置する温泉利用施設に配湯することをいう。			

別表第2（第21条関係）

（本表…一部改正〔平成25年条例56号〕）

区分		浴槽容積	配湯分担金
鹿野温泉	自家用配湯	0.5m ³ まで	1,650,000円
		0.5m ³ を超える分	0.1m ³ につき220,000円
	上記以外の配湯	1m ³ まで	2,860,000円
		2m ³ まで	4,400,000円
		3m ³ まで	5,720,000円
		4m ³ まで	6,820,000円
		5m ³ まで	7,700,000円
		5m ³ を超える分	1m ³ につき660,000円
浜村温泉	自家用配湯	0.5m ³ まで	1,650,000円
		1m ³ まで	2,200,000円
	上記以外の配湯	1m ³ まで	2,420,000円
		2m ³ まで	4,840,000円
		3m ³ まで	7,260,000円
		4m ³ まで	9,680,000円
		5m ³ まで	12,100,000円
		5m ³ を超える分	1m ³ につき1,100,000円

別表第2（第21条関係）

（本表…一部改正〔平成25年条例56号〕）

区分		浴槽容積	配湯分担金
鹿野温泉	自家用配湯	0.5m ³ まで	1,620,000円
		0.5m ³ を超える分	0.1m ³ につき216,000円
	上記以外の配湯	1m ³ まで	2,808,000円
		2m ³ まで	4,320,000円
		3m ³ まで	5,616,000円
		4m ³ まで	6,696,000円
		5m ³ まで	7,560,000円
		5m ³ を超える分	1m ³ につき648,000円
浜村温泉	自家用配湯	0.5m ³ まで	1,620,000円
		1m ³ まで	2,160,000円
	上記以外の配湯	1m ³ まで	2,376,000円
		2m ³ まで	4,752,000円
		3m ³ まで	7,128,000円
		4m ³ まで	9,504,000円
		5m ³ まで	11,880,000円
		5m ³ を超える分	1m ³ につき1,080,000円